

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
西尾建設工業株式会社(福井県大野市平沢領家12-41-2)[1000023316]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年10月4日 ~ 平成30年11月3日 (1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者の元代表取締役が、福井県発注の河川工事をめぐり、福井県職員に対し職務上知り得た秘密を漏らすようそそのかしたとして、平成30年4月27日、地方公務員法違反の疑いで福井県警に書類送検された後、起訴され、その後、罰金刑に処せられた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記事業者の元代表取締役が、地方公務員法違反の疑いで起訴され、罰金刑に処されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)